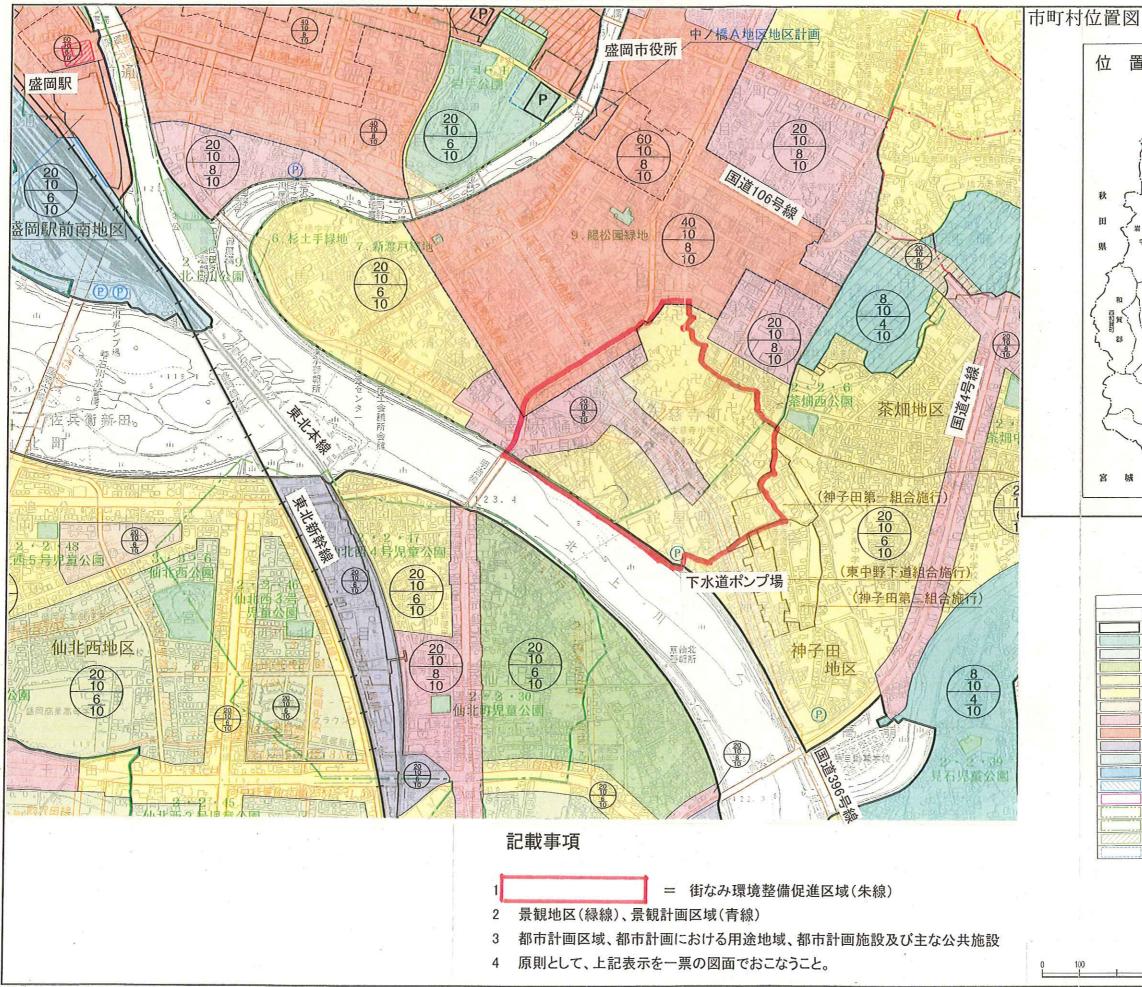
# 街なみ環境整備方針説明書

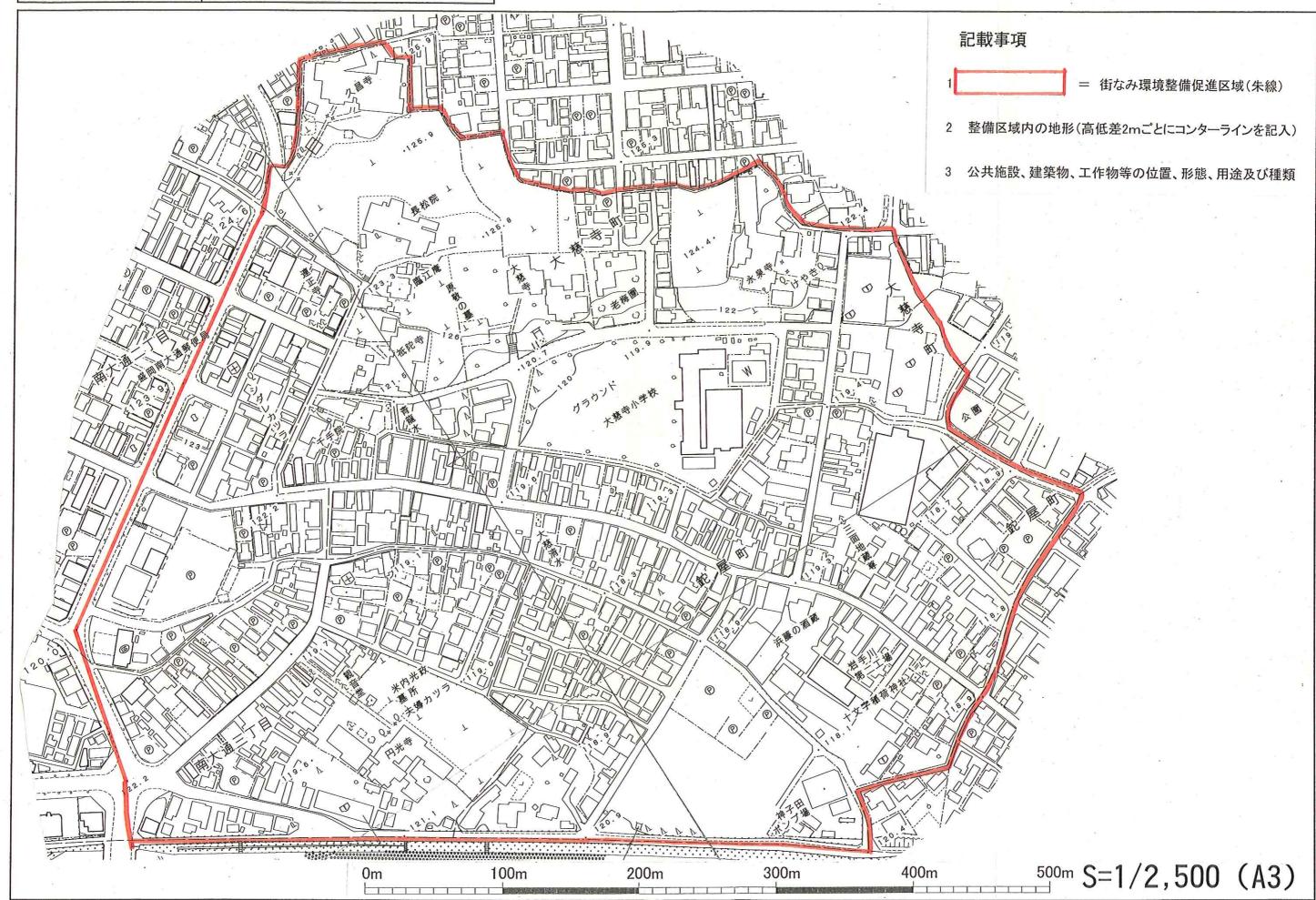
都道府	F県名	岩手県	市町村名 盛岡市 区域名 鉈屋町・大慈寺町界隈地区				
	TH a	\ <del>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </del>	古い盛岡町家や寺院、酒蔵等が集中しているが保存活用にかかる整備は				
	区域の	)	進んでおらず、年々、数軒の町家が取り壊される状況である。				
			事業区域のメイン通りである鉈屋町の通り(旧遠野街道)は、道路が狭				
区	道路の	)現況	あいで電柱が立ち、通過車両も多い。また、大慈寺前の通りや寺の下通り				
域			は落ち着いた雰囲気がある。				
現			事業区域内に都市公園は無いが、区域名内には寺社も多く共同井戸があ				
況	公園等	等の現況	る。旧岩手川酒造跡地は地区の地域交流施設を建設予定で周辺に公園整備				
,,,			も可能である。区域境には河川、公園等がある。				
	地域信	主民のまちづ	盛岡まち並み塾を主体の組織とし、毎月盛岡町家を解放する行事を通年				
	くり活動の概要		実施するなどまちづくり活動が活発な区域である。				
			盛岡の暮らし文化の中で独自の建築様式が編み出された伝統的な盛岡				
	   整備の目標		町家が連なる城下町の入口にある懐かしい街道沿いの風情ある街並みを				
	登佣()	)日標	再現させ、地域住民や都市観光客が盛岡の暮らし文化を体感しながら楽し				
			める地域として街並み環境を整備することを目標とする。				
	整備の	7時期	平成20年度から令和12年度までの23年間を整備の時期とする。				
	登開り	が対					
	地	通路等	歩行者の安全対策を基本とし、大慈寺前の通りや寺の下通りなどについ				
	区		ては歴史的佇まいを歩いて楽しめる通路とする計画の検討をおこなう。				
	施設等の	小公園等	現在、区域内には公園は存在しないので、共同井戸(大慈清水、青龍水)				
	基等の		周辺や旧岩手川酒造跡地に建設する地域交流施設周辺を小公園として整				
区	事 整項 備		備した。				
区域の	に関	- II	木造家屋の保存活用を目的とする地区なので、地域防災の拠点として、				
の整備			旧岩手川酒造跡地に、歴史的特徴を活かした外観のコミニュティ消防施設				
/備 に			を建設した。				
に関する基本計画	住宅	住宅	街並みの連続性を確保するために盛岡町家 (歴史的建造物) の改修とそ				
る女	宅		の他の建築物の修景を行う。				
本	基の敷		盛岡町家の基本構成(街路に沿って平入りの母屋、中庭、蔵)の様式を				
計 画	本 整 備	敷地	保存するために現在の町割り、敷地の分割は極力行わないように指導す				
	項に関		る。				
	関する						
			│ │ 盛岡市街並み保存活用協議会は、盛岡市歴史的街並み保存活用基本計画				
			に基づき、新しい都市観光・伝統と暮らしを活かしたまちづくりを目的に				
			活動している団体で、歴史的街並みの修景促進や歴史的建造物等を活用し				
			た観光活用、賑わいづくりを促進するために、協議会活動に対し助成をお				
	70	の他の事項	こなう。				
			こる/。   協議会活動や地域活動の拠点として、また、来訪者との交流を目的とし				
			て観光案内やギャラリー、文学館等の地域の文化等を提供する地域交流が				
			設を整備し地域活性化の拠点とする。				



位	置図青森県	
	(	
	二月市 九月郡	
	(二戸 章) 計	
	人 人 一戸町 人 久慈市 か	
	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	
	中 岩 手 郡 當代村	太
秋	(H)	
H	で 開 伊 郡~	
県	空間	15
···	(矢巾司) 富古市	平
5		}
. j	「	7
)	# # # / \ (	7
の記載句		/
4 =	北上市丁门	洋
5	日本 一番 日本	
6.	題次替 会相可 気 仙 郡	
(	奏州市 ( 大和 x 市	
L		
C. \	「西部井田 単語」	
	一首市 】	

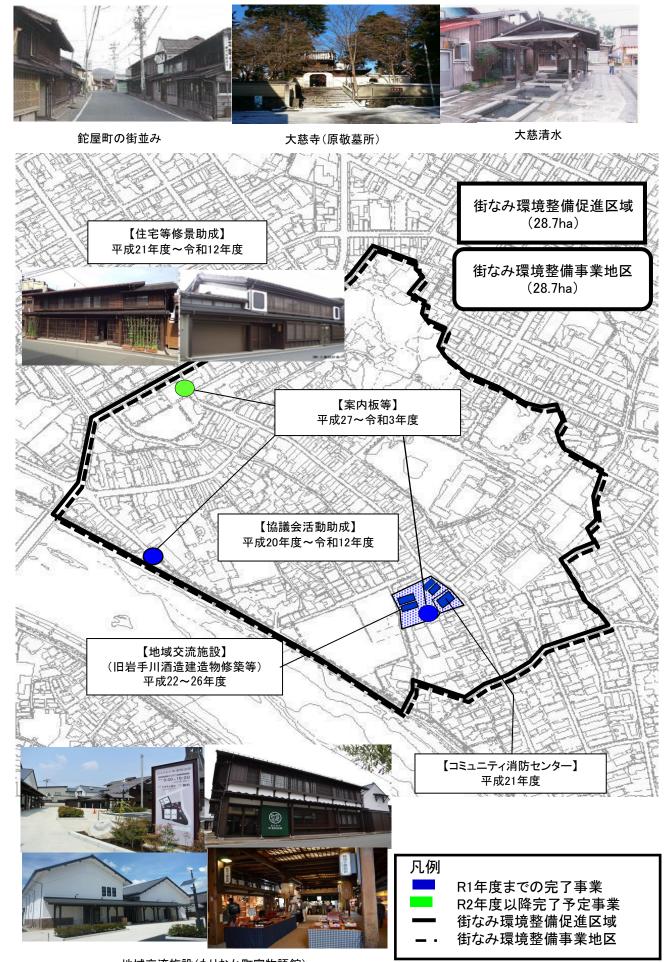
	凡		例	
	都市計順区域	<==0	都 市 計 酉 道	23
	市街化区域	P	都市計画駐車	坶
Manituri S	第一種低別住居専用地域		都市計画公園・緑	地
	第二種低層住居中用地域 (外型の接近距離 1 (m)		<u>12</u>	団
	第一種中高層住居専用地域		都市計画広	坦
	第二種中高層住居専用地域	P	下水道ポンプ	坝
	第一種住居地域	T.P	下水道処理	坦
	第二種住居地域	3	ごみ焼却場・ごみ処理	坦
	近降商菜地域	7	市	19
	商 粜 地 城	8	火 菲	垣
Mark Live	郑 工 菜 地 城	VIIII	一団地の官公庁施	Ø
TRYS	工 築 地 城		土地区面整理事業区	tij.
	工桑専用地域		市街地再開発事業区	坊
111111	特 別 用 途 地 区		地 区 計	E
	高度利用地区		宅地造成工事規制区	均
	防 火 地 域		東北級員自動車	ř
	準 防 火 地 域	+	東 北 新 幹	60
1/////	且 致 地 区	(D)[]	(日) 建べい草界・容積草	35
	駐車場整備地区		市町村	5

1: 10,000 (100m=1cm)
500



注) A4又はA3(折り込み)に収まるよう、適宜縮尺を調整すること。

事業名・地区名 街なみ環境整備事業 鉈屋町・大慈寺町界隈地区



- 地域交流施設(もりおか町家物語館)
- ■景観地区 平成24年8月24日指定
- ■歴史的風致維持向上計画 平成30年11月13日認定

# 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	岩手県	市町村名	盛岡市	区域名	盛岡市

### 区域の現状

盛岡市歴史的風致維持向上計画(平成30年11月認定)の重点区域には国の重要文化財や、多数の歴史的風致建造物に該当する建造物等があるが、その多くは十分に保存活用が図られているとはいい難く、老朽化による劣化や耐震性の不足があり改修が必要となってきている。また、建造物等の歴史的文化資産の調査研究が、十分に行われおらず、周知も不足している。

## 区域の整備に関する基本計画

# 整備の目標

歴史的な風致を感じながら市民や観光客が盛岡の暮らし文化と触れ合いながら楽しめる地域として、歴史的風致形成建造物等の積極的な活用を図るために改修工事を行い、歴史的文化資産の情報の発信等を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

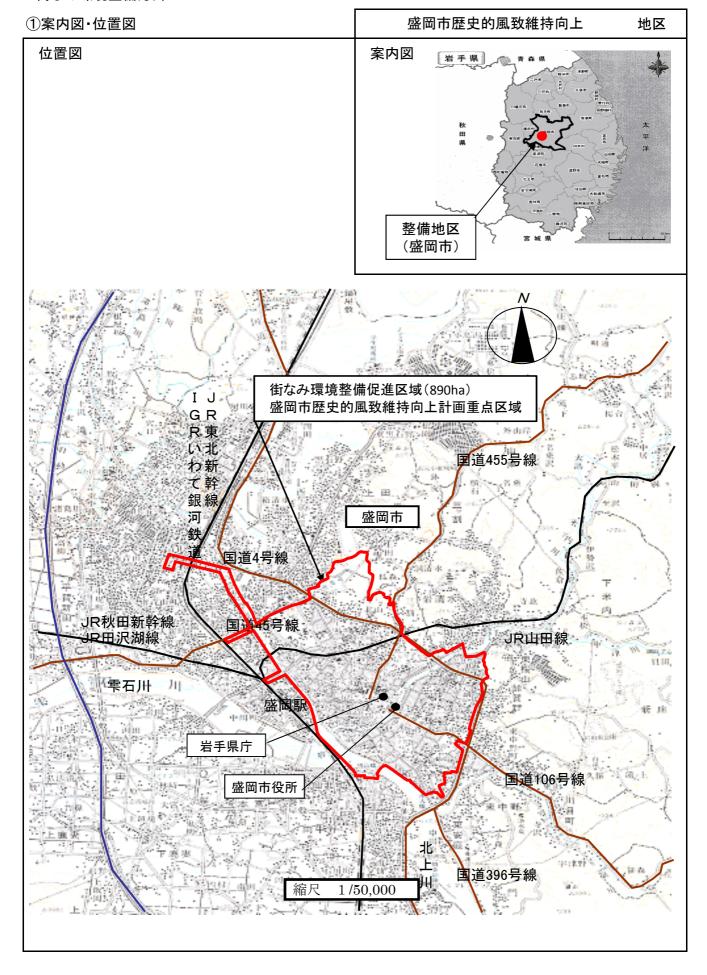
#### 整備の時期

平成31年度から平成40年度まで

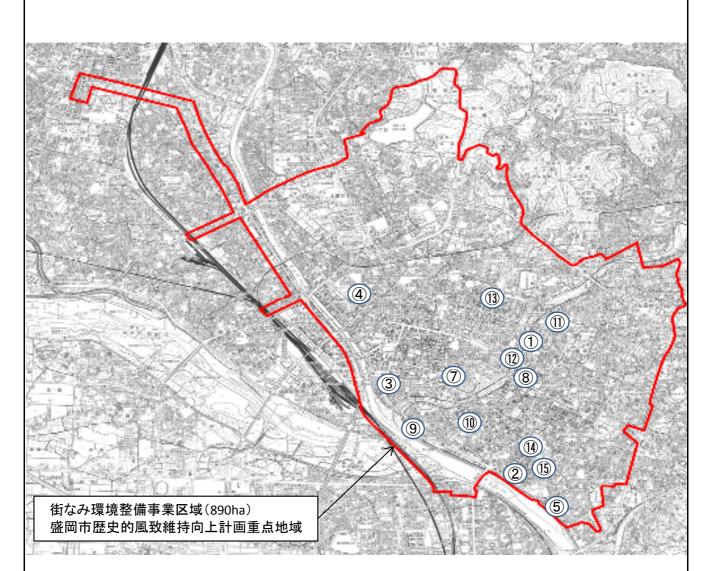
# 整備に関する基本事項

盛岡市所有の歴史的風致建造物等は、外観の修景を行ない、併せて耐震改修を積極的に行う。民間所有の歴史的風致建造物等には、改修工事に対して補助を行なうことにより、外観の修景と共に安全性を確保する。未指定の歴史的建造物等を調査することにより保存につなげ、歴史的風致として市民や観光客に周知を図る。

そ	0)	忚	0	事	項



### ②整備方針図



- 1. 歴史的建造物の維持保全に関連する事業
- ・歴史的な建造物の外観の修景を行なうとともに、耐震改修を含めた安全性の確保を行なう。

歴史的風致形成建造物整備

- ① 紺屋町番屋
- 2 御蔵
- ③ 旧宣教師館
- ④ 武田邸

# 景観重要建造物整備

- ⑧ 旧盛岡貯蓄銀行
- 9 南昌荘
- ⑩ 旧石井県令邸
- ① 旧井弥商店
- ⑫ 茣蓙九
- ① 大泉寺
- 14 大慈寺山門
- 15 川鉄

#### 盛岡城跡保存整備

⑦ 盛岡城跡公園

- 2. 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の活用に関連する事業
- ・歴史的資産に関する説明等を行なう案内板を設け、歴史的風致の周知を図る。

案内板設置

- ⑥ 事業区域内
- 3. まちなみと良好な景観形成に関連する事業
- ・歴史的な景観の確保とともに、歩行空間の確保のため電線の地中化を図る。

電線地中化

⑤ 鉈屋町地区